

生徒定期健康診断業務処理要領

受注者は、北海道苫小牧工業高等学校生徒定期健康診断業務の処理に当たっては、契約書に定めるところによるほか、この業務処理要領に定めるところに従い適切に処理するものとする。

1 実施方法

北海道苫小牧工業高等学校に人員、検診車、機材等を派遣・配置して実施すること。

2 実施期間及び実施予定件数等

- (1) 次の期日及び件数（予定）で実施すること。

全日制

区分	実施期間	実施場所	実施件数（予定）
結核健診	令和6年4月15日から 令和6年5月31日まで	北海道苫小牧工業高等学校	240 件
心電図検査	令和6年4月15日から 令和6年5月31日まで	北海道苫小牧工業高等学校	240 件

定時制

区分	実施期間	実施場所	実施件数（予定）
結核健診	令和6年4月15日から 令和6年5月31日まで	北海道苫小牧工業高等学校	40 件
心電図検査	令和6年4月15日から 令和6年5月31日まで	北海道苫小牧工業高等学校	40 件

- (2) 上記検査の実施日時及び実施手順の詳細については、別途学校長と協議すること。ただし定時制の結核健診及び心電図検査の時間は17時30分から19時30分までとする。
- (3) 実施件数（予定）は、生徒の入学状況や転出入の状況により変更することがある。

3 検査の実施

- (1) 健診を実施するために必要な衝立、カーテン等の物品を用意し、会場を設営・撤収すること。
- (2) 結核健診及び心電図検査については、男女別の受診であることを念頭に実施時間に応じた人員、検診車、機材等を配慮し、受診者の誘導を行うこと。
- (3) 健診実施に伴って生じた廃棄物（脱脂綿等）は、受託者が回収するものとし、関係法令に基づいて適正に処分すること。
- (4) 健診業務員には、実施機関名、職種名及び氏名を明記した名札を着用させること。

4 検査結果報告書

- (1) 契約書第3条に定める検査結果を記載した報告書は、検査を行った都度、学校長に提出するものとし、最終の健診に係る報告書を令和6年（2024年）6月30日までに提出すること。
- (2) 健診結果報告書の様式は生徒定期健康診断実施報告書（様式1）とするが内容を具備していれば任意の様式でも可とする。

5 その他

- (1) 秘密の保持については、契約書第 21 条各項によるほか、生徒等の個人情報の漏えい防止に特段の注意を払うこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上処理するものとする。